

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行

(当日は、その翌日
が休息日である)

目 次

- ◇規 則 鳥取県農業改良資金貸付規則の一部を改正する規則（経営指導課）
- ◇告 示 新たに生じた土地の確認（市町村振興課）
町の区域の新設（シ）
鳥取県の海洋生物資源の保存及び管理に関する計画の変更（水産課）
公共測量の実施（管理課）
県道の区域の変更（道路課）
県道の供用の開始（シ）
開発行為に関する工事の完了（都市計画課）
- ◇選管告示 政治団体の設立の届出
政治団体からの届出事項に異動があった旨の届出
政治団体の収支に関する報告書の要旨
政治団体の収支に関する報告書の要旨の訂正
政治団体の解散の届出
政治団体の収支に関する報告書の要旨
- ◇公安規則 資金管理団体の届出
資金管理団体からの届出事項に異動があった旨の届出
交番その他の派出所及び駐在所の設置に関する規則の一部を改正する規則（地域課）
- ◇調達公告 一般競争入札の実施（管理課）

公布された規則のあらまし

◇鳥取県農業改良資金貸付規則の一部を改正する規則

一 生産方式改善資金の拡充（別表第一関係）

畑作技術合理化資金に次の資金を加えることとした。

種 類	標準事業費	償還期間	据置期間
畑地における作物の種又は植付けから収穫まで（茶にあつては、整枝から収穫まで）の一連の作業の省力化を行う生産方式を導入するに必要な資金	馬鈴しょに係るもの 作付面積十アールにつき九万八千円	七年以内（施設に係るものにあつては十年以内）	一年以内（施設に係るものにあつては三年以内）
大豆に係るもの	作付面積十アールにつき十萬三千円	七年以内（施設に係るものにあつては十年以内）	一年以内（施設に係るものにあつては三年以内）
茶に係るもの	栽培面積十アールにつき十二萬千円	七年以内（施設に係るものにあつては十年以内）	一年以内（施設に係るものにあつては三年以内）

排水改良、土壤改良その他作付条件の整備を行うのに必要な資金	畑地の面積十アールにつき五万九千円	七年以上	一年以上
	茶の新植を行うのに必要な資金	栽培面積十アールにつき十四万七千円	十年以内
茶の改植を行うのに必要な資金	栽培面積十アールにつき二十三万八千円	十年以内	三年以上

二 特定地域新部門導入資金の拡充（別表第二関係）
新部門経営開始資金に係る貸付金の限度額を千八百万円（現行 千三百万円）に改めることとした。

三 青年農業者等育成確保資金の拡充（別表第五関係）
経営開始資金のうち青年農業者に対する貸付金の限度額を二千三百万円（現行 千八百万円）に、認定就農者に対する貸付金の限度額を二千八百万円（現行 二千三百万円）に、青年農業者が組織する団体に対する貸付金の限度額を六千九百万円（現行 五千四百万円）に改めるとともに、貸付対象を次のとおり拡大することとした。

貸付対象	貸付金の限度額	償還期間	
		償還期間	据置期間
青年農業者以外 認定就農者以外の者	千三百万円	十年以内	三年以上
認定就農者	千八百万円	十二年以内	五年以内
青年農業者以外の者が組織する団体	三千九百万円	十年以内	三年以上

四 その他
所要の規定の整備を行うこととした。

五 施行期日
この規則は、公布の日から施行することとした。

規 則

鳥取県農業改良資金貸付規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十年十二月二十二日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県規則第四十六号

鳥取県農業改良資金貸付規則の一部を改正する規則

鳥取県農業改良資金貸付規則（昭和六十年八月鳥取県規則第四十号）の一部を次のように改正する。

別表第一第七号中「又は畑地」を「畑地」に、「含む。」するの「」を「含む。」し、畑地における作物のは種若しくは植付けから収穫まで（茶にあつては、整枝から収穫まで）の一連の作業の省力化を行う生産方式を導入し、又は茶の新植若しくは改植を行うの「」に改め、同号に次のように加える。

へ 茶の改植を行うのに必要な資金	ホ 茶の新植を行うのに必要な資金	(ロ) 排水改良、土壌改良その他作付条件の整備を行うのに必要な資金	(イ) 施設、機械又は物の種又は植付けから収穫まで(茶にあつては、整枝から収穫まで)の一連の作業の省力化を行う生産方式を導入するのに必要な資金	(1) 馬鈴しよに係るもの	(2) 甘しよに係るもの	(3) 大豆に係るもの	(4) 茶に係るもの
			(イ) 施設、機械又は資材の購入又は設置に必要な資金	作付面積十アールにつき九万八千円	作付面積十アールにつき十萬八千円	作付面積十アールにつき十萬三千円	栽培面積十アールにつき十二萬千円
				七年以内(施設に係るものにあつては十年以内)	七年以内(施設に係るものにあつては十年以内)	七年以内(施設に係るものにあつては十年以内)	七年以内(施設に係るものにあつては十年以内)
				一年以内(施設に係るものにあつては三年以内)	一年以内(施設に係るものにあつては三年以内)	一年以内(施設に係るものにあつては三年以内)	一年以内(施設に係るものにあつては三年以内)

別表第二第二号中「千三百万円」を「千八百万円」に改める。

別表第五第一号中「青年が」を「者が」に改め、同表第二号を次のように改める。

二 経営開始資金 知事が定める 基準に基づき、 農業経営を自ら 行う場合に、当 該経営を開始す るのに必要な資 金	イ 青年農業者 以外の者	(イ) 認定就農者以外の者	(イ) 認定就農者以外の者	(イ) 認定就農者以外の者	(イ) 認定就農者以外の者
		二千三百万円	二千三百万円	二千三百万円	二千三百万円
		(ロ) 認定就農者	(ロ) 認定就農者	(ロ) 認定就農者	(ロ) 認定就農者
		二千八百万円	二千八百万円	二千八百万円	二千八百万円
		青年農業者が組織する団体	青年農業者が組織する団体	青年農業者が組織する団体	青年農業者が組織する団体
		六千九百円	六千九百円	六千九百円	六千九百円
		(イ) 認定就農者以外の者	(イ) 認定就農者以外の者	(イ) 認定就農者以外の者	(イ) 認定就農者以外の者
		千三百万円	千三百万円	千三百万円	千三百万円
		(ロ) 認定就農者	(ロ) 認定就農者	(ロ) 認定就農者	(ロ) 認定就農者
		千八百万円	千八百万円	千八百万円	千八百万円
		(イ) 青年農業者以外の者	(イ) 青年農業者以外の者	(イ) 青年農業者以外の者	(イ) 青年農業者以外の者
		三千九百円	三千九百円	三千九百円	三千九百円
		十年以内	十年以内	十年以内	十年以内
		三年以内	三年以内	三年以内	三年以内

様式第一号中「種」を「緑」に

年齢	年齢	性別	取扱農協
歳	歳	1. 男 2. 女	ロープ

に改め、

を削る。

海城農協	中野農協
ロープ	ロープ

住所	住所	地
ロープ	ロープ	

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

鳥取県告示第八百七号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九条の五第一項の規定に基づき、境港市長から同市の区域内に次のとおり新たに生じた土地を確認した旨の届出があったので、同条第二項の規定により告示する。

平成十年十二月二十二日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

新たに生じた土地の位置（平成十年六月十九日現在の地番による。）	新たに生じた土地の面積
昭和町九九の地先	一一一〇〇〇・〇〇平方メートル

鳥取県告示第八百八号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百六十条第一項の規定に基づき、境港市長から次のとおり町の区域を新設する旨の届出があったので、同条第二項の規定により告示する。

この町の区域の新設は、平成十年十二月二十二日からその効力を生ずる。

平成十年十二月二十二日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

新たに画する町の名称

同上の区域（平成十年六月十九日現在の地番による。）

潮見町

昭和町九九の地先の公有水面埋立地

鳥取県告示第八百九号

海洋生物資源の保存及び管理に関する法律（平成八年法律第七十七号）第四条第七項の規定に基づき、同法第三条第二項第六号に掲げる数量に関し実施すべき施策に関する鳥取県の計画を変更したので、同法第四条第十項において準用する同条第五項の規定により次のとおり告示する。

平成十年十二月二十二日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県の海洋生物資源の保存及び管理に関する計画

鳥取県の海洋生物資源の保存及び管理に関する計画（平成9年12月鳥取県告示第816号）の全部を改正する。

一 海洋生物資源の保存及び管理に関する方針

1 本県の平成8年の海面漁業生産量（属人）は、159,000トンで全国第11位の漁獲実績を示しており、海面漁業生産額についても、202億円と本県において水産業は重要な産業として位置付けられている。

また、本県西部に位置する境港は日本海側最大の漁業基地であるとともに、水産物流通加工の一大拠点となっている。

このように、水産業は本県の均衡ある発展を図るためにも極めて重要な産業であり、今後とも水産業の発展を図っていくためには、海洋生物資源を適切に管理し、

合理的に利用していくことが必要である。

2 本県の沿岸流は、概略的には単調な沿岸線と平行して対馬暖流沿岸流の東流が卓越している。一方、隠岐海峡を通る流れと隠岐島をう回して同島東側を南下する流れが合流し、また、海底地形に起因する山陰若狭沖冷水の消長が見られ、これと相まって複雑な流況を呈することから、回遊魚の移送、接岸が促され、本県沖合水域は我が国有数の漁場を形成している。

しかしながら、従来から本県漁獲量の80パーセント以上を占めてきたまいわし資源は近年急激に減少しつつあり、また、その他の漁業経営上重要な海洋生物資源についても低水準、減少傾向にあるものが多くなってきている。

今後ともこのような状況が継続すれば、県民、国民のニーズへの的確な対応のみならず、地域の経済の発展への重大な支障となるおそれがある。

3 このようなことから、県としては従来から漁業の管理、資源管理型漁業の推進等、種々の保存管理措置を講じてきたところであり、この結果、地先の資源を主体として多くの海洋生物資源の保存管理が図られるようになってきているが、さらに海洋生物資源の適切な保存及び管理を図るため、海洋生物資源の保存及び管理に関する基本計画により決定された漁獲可能量の都道府県別の数量について適切な管理措置を講じることとする。

4 漁獲可能量制度を適切に管理し、必要に応じて漁業者等の指導又は採捕の数量の公表等、実効力のある措置を講じるため、他県入漁船を含めて特定海洋生物資源の採捕実績の的確な把握に努めることとする。

5 また、漁獲可能量について本県に定められた数量に係る管理を適切に行っていくためには、これら海洋生物資源の分布、回遊状況、資源の内容、当該資源を取り巻く環境等についてのより詳細な科学的データ又は知見が必要であるため、当該データの蓄積又は知見の進展を図るため、県水産試験場を中心とし、国又は関係道府県との連携の下、資源調査体制の充実強化を図ることとする。また、資源管理の充実を図るため、必要に応じて漁業管理措置の強化を図ることとする。

6 特定海洋生物資源以外の海洋生物資源についても、引き続き資源管理を推進する

よう、従来からの資源管理型漁業を推進していくこととする。

7 海洋生物資源の適切な保存及び管理を図るため、協定制度の活用等により引き続き漁業者等による自主的な資源管理を推進する。

8 本県における漁獲可能量制度においては他県入漁者の採捕実績に妥当な配慮を払うように努めることとする。

二 特定海洋生物資源ごとの漁獲可能量について本県に定められた数量に関する事項
特定海洋生物資源の知事管理量は以下のとおりである。

【まあじ】

平成10年：若干

平成11年：若干

【まいわし】

平成10年：若干

平成11年：若干

【するめいか】

平成10年：若干

平成11年：若干

三 特定海洋生物資源知事管理量に関し実施すべき施策に関する事項

【まあじ】

中型まき網漁業については、現状の漁獲努力量を増加させることがないよう、許可隻数については現状どおりとして従来の操業規制と同様の規制に基づいて操業することとし、この結果、漁獲実績が近年の漁獲実績程度となるように努めるものとする。
小型定置漁業については、現状の漁獲努力量を増加させることがないよう、原則として現状の規模を維持することとし、この結果、漁獲実績が近年の漁獲実績程度となるように努めるものとする。

【まいわし】

中型まき網漁業については、現状の漁獲努力量を増加させることがないよう、許可隻数については現状どおりとして従来の操業規制と同様の規制に基づいて操業するこ

遠藤一義後援会	佐伯敏夫	杉川範慶	東伯郡大栄町大字 由良宿一八五六	平成十年 十月二十日	〃
中田利幸政策研究 会	中田利幸	中田由紀子	米子市勝田町八四	平成十年 十月二十 二日	〃
中村昌哲後援会	中村昌哲	高橋照明	米子市八幡二八九 ―三	〃	〃
西田正人後援会	西田 清	中山義秋	八頭郡河原町大字 曳田一〇―一	平成十年 十一月十 六日	〃
にしこおり陽子 後援会	増田修治	清水旨伸	米子市両三柳八一 ―	平成十年 十一月二 十四日	〃
前田まさお後援 会	岡崎 勸	油本 了	東伯郡大栄町大字 六尾四〇九	平成十年 十一月二 十六日	〃
新世紀21「故郷」 後援会	岡本時彦	齊江泰男	倉吉市福山一三五	平成十年 十二月九 日	〃
松永忠君後援会	米田和昌	松永枝里子	西伯郡淀江町大字 佐陀	平成十年 十二月十 日	〃

鳥取県選挙管理委員会告示第七十三号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第七条の規定に基づき、次の政治団体から届出事項に異動があった旨の届出があったので、同法第七条の二第一項の規定により告示する。

平成十年十二月二十二日

鳥取県選挙管理委員会委員長 野 口 欣 悦

政治団体の名称	異動事項	新	旧	届出年月日	備考
自由民主党倉吉市上灘支部	代表者の氏名	中瀬富夫	福井美勝	平成十年三月十日	政党の支部
自由民主党福部村支部	主たる事務所所在地	岩美郡福部村大字海士六一二	岩美郡福部村大字湯山七三八	平成十年六月八日	〃
〃	代表者の氏名	山根敏彦	山本正明	〃	〃
自由民主党若桜町支部	主たる事務所所在地	八頭郡若桜町大字根安八九	八頭郡若桜町大字若桜三二八―六	〃	〃
〃	代表者の氏名	中尾久雄	宮本義雄	〃	〃
自由民主党鳥取県参議院選挙区第二支部	主たる事務所所在地	鳥取市西町二丁目一〇九津田ビル一階	鳥取市西町二丁目一〇一	〃	〃
自由民主党名和町支部	会計責任者の氏名	加納陽一	上村忠史	平成十年七月二十三日	〃

自由民主党鳥取 県林業支部	自由民主党大栄 町支部	〃	自由民主党鳥取 市松保支部	〃	〃	〃	自由民主党鳥取 県生命尊重支部	社会民主党鳥取 県連合	〃	民主党鳥取県 支部連合会	〃
〃	代表者の氏名	主たる事務所 の所在地	〃	代表者の氏名	代表者の氏名	代表者の氏名	主たる事務所 の所在地	代表者の氏名	会計責任者の 氏名	政治団体の名 称	主たる事務所 の所在地
服部宏明	梅津志郎	東伯郡大栄町 大字大谷七八 七の二	鳥取市桂見一 七九	福田泰昌	福田泰昌	福田泰昌	境港市外江町 一八三六一	足立光徳	山本悟己	民主党鳥取県 総支部連合会	鳥取市弥生町 二二三グラ ンド ール若桜二階
松本俊英	上田信也	東伯郡大栄町 大字鳥九一一	鳥取市布勢二 三	間崎喜作	間崎喜作	間崎喜作	境港市蓮池町 八七一	安達俊幸	奥山善雄	民主党鳥取	鳥取市東町三 丁目一七八
〃	平成十年 七月三十 一日	〃	平成十年 八月二十 日	〃	〃	〃	〃	平成十年 十月九日	〃	平成十年 十月二十 九日	〃
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃

公明党鳥取県本 部	公明党倉吉総支 部	公明党鳥取総支 部	公明党米子総支 部	自由民主党鳥取 県ときわ会支部	自由民主党鳥取 県理容支部	岡野まさはる後 援会	〃	鳥取県林業政治 連盟	住田圭成後援会
政治団体の名 称	〃	〃	〃	主たる事務所 の所在地	〃	代表者の氏名	会計責任者の 氏名	〃	主たる事務所 の所在地
公明党鳥取県 本部	公明党倉吉総 支部	公明党鳥取総 支部	公明党米子総 支部	米子市万能町 六一二西日本 キヨスク株式 会社米子支店 内	鳥取市職人町 二九	由澤茂樹	福本景明	服部宏明	日野郡溝口町 溝口五八一
公明鳥取県本 部	公明倉吉総支 部	公明鳥取総支 部	公明米子総支 部	米子市道笑町 二丁目二〇四	鳥取市南吉方 一丁目七一 二	川口嘉美	浜岡潤三	松本俊英	日野郡溝口町 溝口三八八
平成十年 十一月十 日	〃	〃	〃	平成十年 十一月二 十四日	平成十年 十一月二 十七日	平成十年 六月二日	〃	平成十年 七月二十 三日	平成十年 八月四日
〃	〃	〃	〃	〃	〃	その他の 政治団体	〃	〃	〃

平田賢後援会	井上正直後援会	山本みきお後援会	松田一三後援会	野坂康夫後援会	松井義夫後援会	〃	秦伊知郎後援会	やまへ絃一郎後援会	ふじなわ喜和後援会
〃	代表者の氏名	政治団体の名称	〃	〃	〃	代表者の氏名	〃	〃	〃
平田賢	杉本益信	山本みきお後援会	田中孝福	井上賢明	奥高明	種治孝	西伯郡西伯町 大字阿賀三七〇―一九	岩美郡福部村 大字細川一三三七―一	鳥取市湖山町 北四丁目八一
平田美貴夫	信原武敏	やまもとみきお後援会	中村昌哲	舞立嘉之	松井始	秦敦敏	西伯郡西伯町 大字阿賀三六四―二	岩美郡福部村 大字岩戸一二	鳥取市湖山町 東一丁目五一
平成十年十一月五日	平成十年十一月四日	平成十年十月二十九日	平成十年十月二十八日	平成十年十月十六日	平成十年十月五日	〃	平成十年九月十七日	平成十年九月十一日	〃
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃

武田一郎後援会	福井康夫後援会	森田たかとも後援会	税理士による平林鴻三後援会	〃	鳥取県理容政治連盟	野田修後援会	松永忠君後援会
主たる事務所の所在地	代表者の氏名	代表者の氏名	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	主たる事務所の所在地	会計責任者の氏名	会計責任者の氏名
鳥取市浜坂三丁目一三一―二	福井幹人	松本久	鳥取市富安一丁目六一―一	中尾直昭	鳥取市職人町二九	漆原康夫	松永枝里子
鳥取市安長二七八	藤井良雄	村上光雄	鳥取市片原四丁目二二〇	安藤豊	鳥取市南吉方一丁目七一―二	定久幸和	松永芳子
平成十年十一月十日	〃	平成十年十一月十七日	平成十年十一月十八日	〃	平成十年十一月十七日	平成十年十二月九日	平成十年十二月十日
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃

鳥取県選挙管理委員会告示第七十四号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十二条第一項の規定に基づき、政治団体の収支に関する報告書の提出があつたので、同法第二十条第一項の規定により、その要旨を次のとおり公表する。

平成十年十二月二十二日

鳥取県選挙管理委員会委員長 野 口 欣 悦

<p>◎その他の政治団体 期間 平成9年1月1日～同年12月31日 政治団体の名称 おくだ保明後援会 報告年月日 平成10年11月9日</p>	<p>政治活動費 組織活動費 1,302,700円 調査研究費 732,500円 小計 2,035,200円 合計 5,387,770円</p>	<p>小計 6,130,000円 寄附合計 6,130,000円 その他の収入 475円 10万円未満の収入 475円 合計 6,130,475円</p>	<p>合計 5,691,480円 (うち本部又は支部に対して供与した交付金に係る支出 0円)</p>
<p>1 収入・支出の総額 5,500,000円 ア 前年繰越額 0円 イ 本年収入額 5,500,000円 (2) 支出総額 5,387,770円</p>	<p>政治団体の名称 新時代政経研究会 資金管理団体の 奥田保明 届出をした者の氏名 資金管理団体の 鳥取県議会議員 届出に係る公職の種類</p>	<p>〔寄附の内訳〕 個人からの寄附 〔寄附者の名称〕(金額) (住所) 黒田益弘 500,000円 東京都多摩市 奥田保明 4,500,000円 鳥取市 その他 250,000円 小計 5,250,000円</p>	<p>政治団体の名称 花本政経懇話会 資金管理団体の 花本美雄 届出をした者の氏名 資金管理団体の 鳥取県議会議員 届出に係る公職の種類 報告年月日 平成10年12月7日</p>
<p>2 収入・支出の内訳 (1) 収入の内訳 寄附 (政党匿名寄附を除く) (内訳別掲) 政治団体からの寄附 5,500,000円 合計 5,500,000円</p>	<p>報告年月日 平成10年11月9日 1 収入・支出の総額 6,705,139円 (1) 収入総額 574,664円 ア 前年繰越額 6,130,475円 イ 本年収入額 5,691,480円 (2) 支出総額</p>	<p>法人その他の団体からの寄附 (寄附者の名称) (金額) (事務所の所在地) 〔特定寄附〕 (寄附者の名称) (金額) (住所) 奥田保明 4,500,000円 鳥取市 (2) 支出の内訳 政治活動費 機関紙誌の発行 その他の事業費 191,480円 機関紙誌の発行事業費 191,480円 寄附・交付金 5,500,000円 小計 5,691,480円</p>	<p>1 収入・支出の総額 48,996,730円 (1) 収入総額 2,983,536円 ア 前年繰越額 46,013,194円 イ 本年収入額 18,308,004円 (2) 収入・支出の内訳 (1) 収入の内訳 個人の負担する党費又は会費 (27人) 480,000円 寄附 (政党匿名寄附を除く) (内訳別掲) 法人その他の団体からの寄附 5,460,000円 機関紙誌の発行その他の事業による収入 パーテイによる収入 40,072,000円 その他の収入 1,194円 10万円未満の収入</p>
<p>〔寄附の内訳〕 政治団体からの寄附 (寄附者の名称) (金額) (事務所の所在地) 新時代政経研究会 5,500,000円 鳥取市 (2) 支出の内訳 経常経費 人件費 1,347,000円 光熱水費 81,370円 備品・消耗品費 285,000円 事務所費 1,639,200円 小計 3,352,570円</p>	<p>2 収入・支出の内訳 (1) 収入の内訳 寄附 (政党匿名寄附を除く) (内訳別掲) 個人からの寄附 5,250,000円 (うち特定寄附 4,500,000円) 法人その他の団体からの寄附 880,000円</p>	<p>法人その他の団体からの寄附 (寄附者の名称) (金額) (事務所の所在地) 〔特定寄附〕 (寄附者の名称) (金額) (住所) 奥田保明 4,500,000円 鳥取市 (2) 支出の内訳 政治活動費 機関紙誌の発行 その他の事業費 191,480円 機関紙誌の発行事業費 191,480円 寄附・交付金 5,500,000円 小計 5,691,480円</p>	<p>2 収入・支出の内訳 (1) 収入の内訳 個人の負担する党費又は会費 (27人) 480,000円 寄附 (政党匿名寄附を除く) (内訳別掲) 法人その他の団体からの寄附 5,460,000円 機関紙誌の発行その他の事業による収入 パーテイによる収入 40,072,000円 その他の収入 1,194円 10万円未満の収入</p>

合 計	46,013,194円	碓 町	碓 町	碓 町	965人	馬野建設(株)	400,000円東伯郡赤碓町
[寄附の内訳] 法人その他の団体からの寄附		東伯クレーン(株)	60,000円東伯郡赤碓町	(対価の支払をした者の数) (特定パーティーの開催場所) 東伯郡東伯町大字鈿カウベルホール		(株)松本鉄工所	400,000円東伯郡大栄町
(寄附者の名称) (金額) (事務所の所在地)	(有)石賀工務店	80,000円東伯郡東伯町	80,000円東伯郡東伯町	[政治資金]パーティーの対価に係る収入の内訳]		(2) 支出の内訳	
(株)パンクス、モリ	150,000円京都府京都市南区	三和商事(株)	70,000円鳥取市	21世紀の郷土を創るセミナー		経常経費	
森紙業(株)	150,000円京都府京都市南区	加藤商事(株)倉吉営業所	100,000円倉吉市	個人からの対価の支払		人件費	570,000円
森紙販売(株)	150,000円京都府京都市南区	(株)鴻池組	60,000円鳥取市	(対価の支払を		光熱水費	325,500円
(有)岡崎組	80,000円東伯郡東伯町	(株)大協組	60,000円米子市	した者の氏名) (金額) (住所)		備品・消耗品費	310,325円
(有)高野組	120,000円東伯郡赤碓町	(株)中村産業	60,000円鳥取市	野間田節雄	640,000円東伯郡赤碓町	事務所費	390,905円
(株)馬野建設	100,000円東伯郡赤碓町	(株)安藤商事	80,000円米子市	井木久博	400,000円東伯郡赤碓町	小 計	1,596,730円
赤碓生コン(株)	100,000円東伯郡赤碓町	(有)原井工務店	70,000円東伯郡東伯町	法人、その他の団体からの対価の支払		政治活動費	
(株)チュウゾ	80,000円東伯郡東伯町	(有)米原建設	60,000円東伯郡東伯町	(対価の支払を		組織活動費	3,399,734円
ユーアンドシステム	100,000円大阪府八尾市	ワイユー建設工業(株)	80,000円東伯郡東伯町	した者の名称) (金額) (住所)		機関紙誌の発行	
鳥果包装資材(株)	150,000円東伯郡東伯町	中電工(株)東伯営業所	80,000円東伯郡東伯町	オクラ建設(株)	260,000円東伯郡北条町	その他の事業費	5,311,540円
(株)関金生コン	60,000円倉吉市	(株)井本組	100,000円東伯郡赤碓町	(株)三協商会倉吉営業所	300,000円倉吉市	政治資金パーティー開催事業費	5,099,305円
(有)前畑鉄工所	60,000円東伯郡赤碓町	その他	3,200,000円	鳥果包装資材(株)	300,000円東伯郡東伯町	寄附・交付金	8,000,000円
		小 計	5,460,000円	赤碓生コン(株)	220,000円東伯郡赤碓町	小 計	16,711,274円
				(株)河金組	300,000円倉吉市	合 計	18,308,004円
				(有)高野組	360,000円東伯郡赤碓町	交付金に係る支出	0円)
				(株)重道組	400,000円倉吉市	政治団体の名称 花本美雄後援会	
						報告年月日 平成10年12月7日	
						1 収入・支出の総額	

(1) 収入総額	15,413,020円	小 計	430,000円
ア 前年繰越額	15,412,625円	政治活動費	
イ 本年収入額	395円	組織活動費	2,086,022円
(2) 支出総額	2,516,022円	合 計	2,516,022円
2 収入・支出の内訳		(うち本部又は支部に対して供与した 交付金に係る支出	0円)
(1) 収入の内訳			
その他の収入		政治団体の名称	福井兼夫後援会
10万円未満の収入	395円	報告年月日	平成10年11月10日
合 計	395円	収入・支出の総額	
(2) 支出の内訳		1 収入総額	1,640円
經常経費		(1) 前年繰越額	1,640円
人件費	180,000円	(2) 本年収入額	0円
光熱水費	81,955円	2 支出総額	0円
備品・消耗品費	31,045円		
事務所費	137,000円		

鳥取県選挙管理委員会告示第七十五号

政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)第十二条第一項の規定による政治団体の収支に関する報告書について、自由民主党鳥取県第二選挙区支部から訂正の報告があったので、同法第二十条第一項の規定に基づき、平成九年十月鳥取県選挙管理委員会告示第四十七号(政治団体の収支に関する報告書の要旨について)の一部を次のように改正する。

平成十年十二月二十二日

鳥取県選挙管理委員会委員長 野 口 欣 悦

48,088円」や「収入総額	48,508,088円」	「自由	48,5
48,532,916円」や「イ	本年収入額	48,492,916円」	「寄附(政党匿名寄附を除く)
48,492,916円」			
「寄附(政党匿名寄附を除く)			
「個人の負担する党費又は会費		政治団体からの寄附	24,6
(4,641)	3,907,000円		
「寄附(政党匿名寄附を除く)			
(内訳別掲)			
37,000円」	政治団体からの寄附	19,100,000円」	
		「自由民主党本部	15,0
民主党本部	15,000,000円」を	自由民主党鳥取県支部連合会	1,5
		小 計	16,5
00,000円			
90,000円」	「合計	48,532,916円」や「合計	48,492
90,000円」			
「自由民主党鳥取県支部	5,537,000円	鳥取市」を	
削り「小計	24,637,000円」や「小計	19,100,000円」	
改める。			

鳥取県選挙管理委員会告示第七十六号

政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)第十七条第一項の規定に基づき、次の政治団体から解散の届出があったので、同条第三項の規定により告示する。

平成十年十二月二十二日

鳥取県選挙管理委員会委員長 野 口 欣 悦

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	届出年月日	備考
民主党鳥取県連合会	森岡正太郎	平家裕一	鳥取市湖山町北二丁目二四七	平成十年十一月二日	政党の支部
自由民主党鳥取県青政会支部	松本功	足立啓二	米子市旗ヶ崎七丁目一―一四六	平成十年十一月三十日	〃
自由民主党鳥取県総合教育研支部	中村栄一郎	小山英明	鳥取市戎町四二〇	平成十年十二月二日	〃
竹内鶴雄後援会	高木静雄	竹内利雄	八頭郡郡家町大字西御門三―三	平成十年七月十三日	その他の政治団体
富山雄治後援会	富山義真	来田茂	八頭郡郡家町大字郡家三五―一	平成十年七月十六日	〃
瀧山幸栄後援会	湯川良一	澤田俊夫	岩美郡岩美町大字小田一六八―二	平成十年七月二十一日	〃
金谷豊後援会	金谷栄一	青木健二郎	日野郡日野町根雨三〇三―一	平成十年七月二十三日	〃
武良千代司後援会	阿部隆	阿部勝美	境港市高松町一―四	平成十年八月二十四日	〃
竹本力後援会	三橋英雄	山根正輝	鳥取市伏野一―〇	平成十年九月十日	〃

遠藤茂顕後援会	潮陽三	小林金市	西伯郡会見町天万三五〇―三	平成十年十月二十二日	〃
新朝会	辻谷賢三	坂本節夫	米子市明治町三三―四	平成十年十一月二日	〃
鳥取県石川晋薬剤師後援会	西川陽三	藤本晴則	鳥取市吉方温泉三丁目七五―一	平成十年十一月十一日	〃
松永忠君後援会	広田幸一	奥山善雄	鳥取市富安二丁目一―四	平成十年十二月九日	〃
松永忠君後援会	生本清	松永枝里子	西伯郡淀江町大字佐陀一―二〇	平成十年十二月十日	〃

鳥取県選挙管理委員会告示第七十七号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十七条第一項の規定に基づき、政治団体の収支に関する報告書の提出があったので、同法第二十条第一項の規定により、その要旨を次のとおり公表する。

平成十年十二月二十二日

鳥取県選挙管理委員会委員長 野 口 欣 悦

(平成10年11月2日解散)		(2) 本年収入額		期間 平成10年5月28日～同年11月19日		期間 平成10年1月1日～同年8月8日	
1 収入・支出の総額	724,267円	2 支出総額	0円	政治団体の名称 松永忠君後援会	報告年月日 平成10年12月9日	政治団体の名称 武良千代司後援会	報告年月日 平成10年8月24日
(1) 収入総額	723,610円	収入・支出の総額	0円	(平成10年11月19日解散)	(平成10年8月8日解散)		
ア 前年繰越額	657円	政治団体の名称 竹内鶴雄後援会	報告年月日 平成10年7月12日	1 収入・支出の総額	1,660,000円	1 収入・支出の総額	58,150円
イ 本年収入額	657円	報告年月日 平成10年7月13日	(平成10年7月12日解散)	(1) 収入総額	0円	(1) 収入総額	4,150円
(2) 支出総額	715,093円	収入・支出の総額	0円	ア 前年繰越額	1,660,000円	ア 前年繰越額	54,000円
2 収入・支出の内訳		政治団体の名称 竹本力後援会	報告年月日 平成10年9月9日	(2) 支出総額	1,659,000円	イ 本年収入額	57,750円
(1) 収入の内訳		期間 平成10年1月1日～同年9月9日	政治団体の名称 竹本力後援会	2 収入・支出の内訳		(2) 収入・支出の内訳	
その他の収入	657円	1 収入総額	0円	(1) 収入の内訳		(1) 収入の内訳	
10万円未満の収入	657円	2 支出総額	0円	寄附 (政党匿名寄附を除く)		個人の負担する党費又は会費	
合 計	657円	収入・支出の総額	0円	(内訳別掲)		(27人)	
(2) 支出の内訳		政治団体の名称 富士雄治後援会	報告年月日 平成10年7月16日	政治団体からの寄附	1,660,000円	政治団体からの寄附	1,660,000円
経常経費	371,481円	期間 平成10年1月1日～同年7月16日	政治団体の名称 富士雄治後援会	合 計	1,660,000円	(2) 支出の内訳	54,000円
事務所費	343,612円	報告年月日 平成10年7月16日	報告年月日 平成10年7月16日	[寄附の内訳]		政治活動費	
政治活動費	715,093円	(平成10年9月9日解散)	(平成10年7月16日解散)	政治団体からの寄附		機関紙誌の発行	
組織活動費	0円	収入・支出の総額	0円	政治団体の名称 (金額) (事務所の所在地)		その他の事業費	57,750円
合 計	715,093円	1 収入総額	0円	社会民主党鳥取県連合会1,660,000円鳥取市		宣伝事業費	57,750円
(うち本部又は支部に対して供与した交付金に係る支出	0円)	2 支出総額	0円	(2) 支出の内訳		合 計	57,750円
期間 平成10年1月1日～同年4月30日		収入・支出の総額	0円	経常経費		(うち本部又は支部に対して供与した交付金に係る支出	0円)
政治団体の名称 瀧山幸栄後援会		政治団体の名称 瀧山幸栄後援会	報告年月日 平成10年7月21日	備品・消耗品費	315,000円	政治団体の名称 金谷豊後援会	報告年月日 平成10年7月23日
報告年月日 平成10年7月21日		政治団体の名称 瀧山幸栄後援会	報告年月日 平成10年7月21日	政治活動費	1,344,000円	期間 平成9年1月1日～同年12月31日	
(平成10年4月30日解散)		収入・支出の総額	46,430円	組織活動費	1,659,000円	政治団体の名称 金谷豊後援会	報告年月日 平成10年7月23日
1 収入総額	46,430円	1 収入総額	0円	合 計	1,659,000円	(うち本部又は支部に対して供与した交付金に係る支出	0円)
(1) 前年繰越額	46,430円	2 支出総額	0円	(うち本部又は支部に対して供与した交付金に係る支出	0円)	期間 平成10年7月18日解散)	

収入・支出の総額		政治団体の名称	松永忠君後援会
1 収入総額	0円	報告年月日	平成10年12月10日
2 支出総額	0円		(平成9年12月31日解散)
政治団体の名称	瀧山幸栄後援会	1 収入・支出の総額	221,950円
報告年月日	平成10年7月21日	(1) 収入総額	7 前年繰越額
	(平成10年4月30日解散)		221,950円
収入・支出の総額		1 収入・支出の総額	0円
1 収入総額	46,430円	(1) 収入総額	221,950円
(1) 前年繰越額	6,430円	(2) 本年収入額	0円
(2) 本年収入額	0円	2 支出の内訳	221,950円
2 支出総額	0円	経常経費	221,950円
政治団体の名称	竹内鶴雄後援会	人件費	221,950円
報告年月日	平成10年7月13日	合 計	221,950円
	(平成10年7月12日解散)		(うち本部又は支部に対して供与した交
収入・支出の総額		付金に係る支出	0円)
1 収入総額	0円	期間	平成8年1月1日～同年12月31日
2 支出総額	0円	政治団体の名称	松永忠君後援会
政治団体の名称	富山雄治後援会	報告年月日	平成10年12月10日
報告年月日	平成10年7月16日		(平成9年12月31日解散)
	(平成10年7月16日解散)	収入・支出の総額	221,950円
収入・支出の総額		1 収入総額	(1) 前年繰越額
1 収入総額	0円		221,950円
2 支出総額	0円	(2) 本年収入額	0円
政治団体の名称	松永忠君後援会	2 支出総額	0円
報告年月日	平成7年1月1日～同年12月31日	期間	平成7年1月1日～同年12月31日
	(平成7年1月1日～同年12月31日)	政治団体の名称	松永忠君後援会

報告年月日 平成10年12月10日 (1) 前年繰越額 221,950円
 (平成9年12月31日解散) (2) 本年収入額 0円
 収入・支出の総額 221,950円
 1 収入総額 221,950円
 2 支出総額 0円

鳥取県選挙管理委員会告示第七十八号

政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)第十九条第二項の規定に基づき、次のとおり資金管理団体の届出があったので、同法第十九条の二第二項の規定により告示する。

平成十年十二月二十二日

鳥取県選挙管理委員会委員長 野 口 欣 悦

資金管理団体の届出をした者の氏名	公職の種類	資金管理団体		
		名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名
釜江聖女	米子市議会議員	釜江聖女21 住環境研究会	米子市上福原二丁目二二一四	釜江聖女
室 良教	〃	むろよりのり 後援会	米子市錦町三丁目五二	室 良教
银杏泰利	鳥取市議会議員	ぎんなん泰利 後援会	鳥取市桂木二八一一一八	银杏泰利
稲田寿久	鳥取県議会議員	寿山会	米子市立町三丁目二五	稲田寿久

届出年月日

平成十年七月二十九日

平成十年七月二十日

平成十年九月十日

平成十年九月十八日

野坂康夫	米子市長	野坂政策研究会	米子市加茂町二丁目一〇一	野坂康夫	平成十年十一月二日
林 道夫	米子市議会議員	林 道夫後援会	米子市奥谷九九〇一三	林 道夫	平成十年十一月六日
岡野正裕	鳥取市議会議員	岡野正裕市政刷新の会	鳥取市職人町二六	岡野正裕	平成十年十一月十四日
中田利幸	米子市議会議員	中田利幸政策研究会	米子市勝田町八四	中田利幸	平成十年十二月二十二日
中村昌哲	〃	中村昌哲後援会	米子市八幡二八九一三	中村昌哲	〃
平田 賢	〃	平田賢後援会	米子市上福原三丁目三一五一	平田 賢	平成十年十一月五日

鳥取県選挙管理委員会告示第七十九号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十九条第三項の規定に基づき、次のとおり資金管理団体の届出事項に異動があった旨の届出があったので、同法第十九条の二第一項の規定により告示する。

平成十年十二月二十二日

鳥取県選挙管理委員会委員長 野 口 欣 悦

資金管理団体の名称	異動事項	新	旧	届出年月日
野田修後援会	会計責任者の氏名	漆原康夫	定久幸和	平成十年十二月九日

公安委員会規則

交番その他の派出所及び駐在所の設置に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十年十二月二十二日

鳥取県公安委員会委員長 徳 田 務

鳥取県公安委員会規則第五号

交番その他の派出所及び駐在所の設置に関する規則の一部を改正する規則

交番その他の派出所及び駐在所の設置に関する規則（昭和三十八年十月鳥取県公安委員会規則第五号）の一部を次のように改正する。

別表鳥取県鳥取警察署の鳥取市賀露町警察官駐在所の項位置の欄中「鳥取市賀露町」を「鳥取市賀露町北三丁目」に改め、同項所管区等の欄中「賀露町」の下に、「賀露町西一丁目、賀露町西二丁目、賀露町西三丁目、賀露町西四丁目、賀露町南一丁目、賀露町南二丁目、賀露町南三丁目、賀露町南四丁目、賀露町南五丁目、賀露町南六丁目、賀露町北一丁目、賀露町北二丁目、賀露町北三丁目、賀露町北四丁目」を加える。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

調 達 公 告

一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の6第1項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成10年12月22日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

1 工事の概要

(1) 工事名 東郷ダム建設工事

(2) 工事場所 東伯郡東伯町大字別所地内

(3) 工事内容 ダム型式 重力式コンクリートダム

工 法 拡張レー工法

堤 高 39.5m

堤 頂 長 227.0m

堤 体 積 97,444m³

(4) 工期 契約日の翌日から平成15年3月20日まで

2 入札に参加する者に必要な資格

(1)から(4)までに掲げる事項をすべて満たすこと。

(1) 共同企業体に関する条件

ア 本件工事は、特定建設工事共同企業体（以下「共同企業体」という。）による共同施工とする。

イ 共同企業体の構成員は、4名とする。

ウ 各構成員の出資比率は、13%以上とし、代表者の出資比率は構成員中最大でなければならぬ。

エ 共同企業体の構成員は、本件入札において他の共同企業体の構成員となること

できない。

(2) 共同企業体の構成員の資格

ア 施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。

イ 建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第6項の規定する特定建設業（土木一式工事業）の許可を受けていること。

ウ 平成10年7月鳥取県告示第510号（建設工事の一般競争入札に参加する者に必要な資格等について）に基づき一般土木工事に係る一般競争入札参加資格を有し、又は平成11年2月9日（火）までに有する見込みがあること。

エ 平成10年12月22日（火）から平成11年2月9日（火）までの間のいずれの日においても、鳥取県建設工事等入札参加資格者指名停止措置要綱に基づき指名停止措置を受けておらず、かつ、同要綱に規定する指名停止措置の要件に該当しない者であること。

オ 本件工事に係る設計業務等の受託者又は当該受託者と資格若しくは人事面において関連を有する者でないこと。

(3) 共同企業体の代表者の資格

ア 建設業法第27条の23第1項に規定する経営事項審査（審査基準日が平成8年10月1日から平成9年9月30日までの間にあるものに限る。以下同じ。）の結果における土木一式工事業の総合評点が1,500点以上であること。

イ 昭和58年度以降に、工事が完成し引き渡し完了している堤高30m以上の重力式コンクリートダム工事（以下「同種工事」という。）を元請けとして施工した実績（共同企業体に係る実績にあっては代表者として実施したものに限る。）又は堤高50m以上の重力式コンクリートダムを共同企業体の構成員として施工した実績（均等割の10分の6以上の出資比率で実施したものに限る。）があること。

ウ 次に掲げる基準を満たす監理技術者を本件工事に専任で配置できること。

(ア) 土木一式工事について建設業法第27条の18第1項に規定する監理技術者資格者証を有する者であること。

(イ) 財団法人日本ダム協会によって認定されたダム工事総括管理技術者の資格を有

<p>する者又は昭和58年度以降に同種工事を施工した経験を有する者であること。</p> <p>(4) 共同企業体の代表者以外の者の資格</p> <p>ア 建設業法第27条の23第1項に規定する経営事項審査の結果における土木一式工事の総合評点が1,000点以上であること。</p> <p>イ 堤高15m以上の重力式コンクリートダム又は河川の大型コンクリート構造物(砂防ダム、堰、水門等)を元請けとして施工した実績(共同企業体の構成員にあっては均等割の10分の6以上の出資比率で実施したものに限る。)があること。</p> <p>ウ 土木一式工事について建設業法第27条の18第1項に規定する監理技術者資格者証を有する者を本件工事に専任で配置できること。</p> <p>3 資格に関する問い合わせ先 〒680-8570 鳥取市東町一丁目220 鳥取県土木部管理課建設係 電話 0857-26-7347</p> <p>4 入札説明書等 この公告に記載されていない事項については、入札説明書によるものとし、次により希望者に配布するものとする。</p> <p>(1) 交付期間及び時間 平成10年12月22日(火)から平成11年1月11日(月)まで(日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日並びに平成10年12月29日から同月31日までを除く。)の午前9時から午後5時まで。</p> <p>(2) 交付場所 倉吉市東蔵城町2 鳥取県倉吉土木事務所総務課庶務係 電話 0858-23-3212</p> <p>(3) 設計図書の入手法 (2)に問い合わせること。</p> <p>5 資格の確認 この入札に参加を希望する者は、次により共同企業体の構成員ごとの競争入札参加資格確認申請書その他の書類(以下「申請書等」という。)を持参し、2の資格に適合</p>	<p>することの確認を受けなければならない。また、申請書等に関して説明を求められた場合は、それに応じなければならない。</p> <p>(1) 提出期間及び時間 4の(1)に同じ。</p> <p>(2) 提出場所 3に同じ。</p> <p>6 入札手続等</p> <p>(1) 入札書の提出方法 持参又は郵送(書留郵便(親展扱とすること。))に限る。)とする。</p> <p>(2) 入札執行の日時 平成11年2月9日(火)午後1時30分(ただし、郵送による入札書の受領期限は、平成11年2月8日(月)午後5時までとする。)</p> <p>(3) 入札執行の場合 鳥取市東町一丁目220 鳥取県庁講堂(本庁舎1階)</p> <p>(4) 郵送による入札書の提出先 3に同じ。</p> <p>(5) 入札保証金 免除</p> <p>(6) 入札の無効 2の資格のない者のした入札、申請書等に虚偽の記載をした者の入札並びに鳥取県建設工事執行規則(昭和48年11月鳥取県規則66号)、この公告及び入札説明書に違反した入札は無効とする。</p> <p>(7) 落札者の決定方法 鳥取県建設工事執行規則第14条の規定に基づいて作成された予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を、落札者とする。ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な</p>
--	--

<p>取引の秩序を乱すこととなるおそれがあるとして著しく不相当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札をした他の者のうち最低の価格をもって入札をした者を落札者とすることがある。</p> <p>(8) 入札に当たった際の留意事項</p> <p>ア 入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。</p> <p>イ 代理人により入札をしようとするときは、必ず委任状を提出すること。</p> <p>ウ 開札前に天災その他やむを得ない事由が生じたとき、又は入札に関し不正の行為があると認められたときは、入札の執行を中止することがある。</p> <p>エ その他鳥取県建設工事執行規則、鳥取県会計規則（昭和39年3月鳥取県規則第11号）及び入札説明書に定めるところによる。</p> <p>7 入札後の留意事項</p> <p>(1) 入札終了後、落札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者又は免税事業者の別を明記した届出書を提出しなければならない。</p> <p>(2) 契約書作成の要否</p> <p>(3) 契約保証金 落札者は、契約の締結と同時に請負代金額の10分の1の額を保証する次のいずれかに掲げる保証を付さなければならない。</p> <p>ア 契約保証金の納付</p> <p>イ 契約保証金に代わる担保となる有価証券等の提供</p> <p>ウ 金融機関（出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律（昭和29年法律第195号）第3条に規定する金融機関をいう。）又は保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社をいう。）の保証</p> <p>エ 公共工事履行保証証券による保証</p>	<p>オ 履行保証保険契約の締結</p> <p>(4) 鳥取県建設工事執行規則第60条第1項に規定する前金払及び同規則第65条第1項に規定する部分払については、入札説明書のとおりとする。</p> <p>8 契約担当部署 〒680-8570 鳥取市東町一丁目220 鳥取県土木部砂防利水課管理係 電話 0857-26-7383</p> <p>9 その他</p> <p>(1) 手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨</p> <p>(2) 関連情報を入手するための照会窓口 3に同じ。</p> <p>(3) 提出された資料は、返却しない。また、提出した者に無断で本件入札以外の用途には使用しない。</p> <p>(4) 資料作成及び工事内容に関する説明会は、行わない。</p> <p>(5) 本件工事に直接関連する他の工事の請負契約を本件工事の請負契約の相手方との随意契約により締結する予定は無い。</p> <p>10 Summary</p> <p>(1) Subject matter of the contract : Construction work of the Togo Dam</p> <p>(2) The closing date and time for the submission of application and attached documents for the qualification confirmation : 5:00 PM 11, January, 1999</p> <p>(3) The date and time for the submission of tenders : 1:30 PM 9, February, 1999 (Tenders submitted by mail must be received by 5:00 PM 8, February, 1999)</p> <p>(4) A contact point where tender documents are available : Administration Division, Department of Public Works, Tottori Prefectural Government 1-220 Higasi-machi Tottori-shi 680-8570 Japan, TEL 0857-26-7347</p>
---	---